

高齢者の健康保険制度が変わります

70歳
以上の人

高額療養費の自己負担限度額の見直し(29年8月から)

※70歳未満の方は、変更ありません

高額療養費の自己負担限度額(70歳以上75歳未満)

《平成29年7月まで》

所得区分	1ヶ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
一般 (標準報酬月額26万円以下)	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

《平成29年8月から平成30年7月まで》

平成30年8月に再度見直しが行われます

所得区分	1ヶ月の自己負担限度額	
	外来・個人ごと	入院・世帯
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当 44,400円]
一般 (標準報酬月額26万円以下)	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [多数該当 44,400円]
低所得Ⅱ (住民税非課税・年金収入80万円～160万円)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税・年金収入80万円以下)		15,000円

65歳
以上の人

生活療養標準負担額の居住費の引き上げ(29年10月から)

65歳以上の人慢性病で長期入院する際は、医療費とは別に生活療養標準負担額を負担しますが、その居住費部分について、平成29年10月から引き上げになります。

生活療養標準負担額

●1日当たりの居住費(光熱水費相当額)

	一般	医療の必要性の高い患者
平成29年9月まで	320円	0円
平成29年10月から平成30年3月まで	370円	200円
平成30年4月以降	370円	